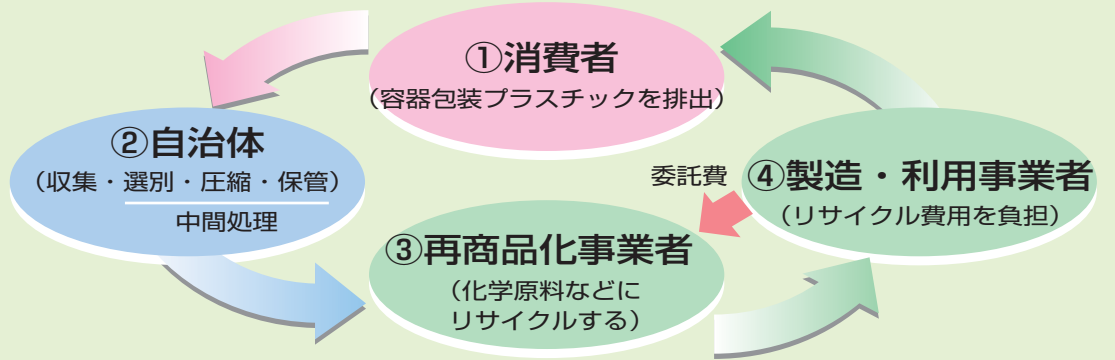


容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法では、容器や包装を作ったり中身を販売するために容器や包装を使う「製造・利用事業者」に、リサイクル(再商品化)を義務付けています。あわせて、「消費者」には資源になるように分けて出すこと、「自治体」には適切に収集・選別・保管することなど、それぞれの役割分担を定めています。



容器包装プラスチックは、資源として回収し、リサイクル(再商品化)します

中間処理施設 [上図②] 区が収集した容器包装プラスチックは、中間処理施設(19年度は(株)戸部商事に委託)で異物を手作業により取り除きます。大変な作業で、費用もかかります。資源に出すときは、汚れの取れた容器包装プラスチック以外を入れないようにご協力ください。

【異物の例】

生ごみ、弁当などの食べ残し、紙くず、衣類、くつ、おもちゃ、CD、PPバンド(結束ひも)、びん、缶、ペットボトルなど



選別作業(左)と圧縮・梱包された容器包装プラスチック(右)

再商品化事業者 [上図③] 中間処理された容器包装プラスチックは、再商品化事業者が引き取り、製造・利用事業者[上図④]からの委託費でリサイクルします。リサイクルの手法には、マテリアル(材料)リサイクルやケミカルリサイクルがありますが、容器包装リサイクル法により、区が手法を指定することはできません。19年度は、新日本製鐵(株)君津製鐵所でケミカルリサイクルをしています。

●再商品化事業者から.....

新宿区から引き受けた容器包装プラスチックは、コークス20%、炭化水素油40%、コークス炉ガス40%に再生しています。例えば、炭化水素油は化成工場でプラスチック容器や塗料、テニスラケットのカーボン繊維原料などに生まれ変わります。



新日鐵(株)君津製鐵所 環境資源エネルギー部 グループリーター

容器包装以外のプラスチックとゴム・皮革は、清掃工場で焼却し、熱エネルギーを発電等に利用します

焼却の安全性について

23区(東京二十三区清掃一部事務組合)が運営する清掃工場では、ダイオキシン類対策等のため、焼却炉、排ガス・排水処理設備の改善や更新をしてきました。

このことにより、廃プラスチックを安全に処理する体制が整いました。

●清掃工場から.....

プラスチックを含む新しい可燃ごみの処理について、実証確認を行い、測定結果を検証しながら、本格実施に備えています。



新宿区の可燃ごみを処理している清掃工場のひとつ 品川清掃工場



品川清掃工場 副工場長

実証確認データ

18年度に先行実施した品川区のモデル収集実施前(18年4月)と実施後(18年8月)の品川清掃工場の測定データです。各項目とも自己規制値を超えない結果となっています。新宿区の実証確認データは後日お知らせします。

排ガス測定項目	単位	法規制値	自己規制値	測定値			
				実施前		実施後	
				1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
ばいじん	g/m ³ N	0.04	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
塩化水素	ppm	430	10	2未満	2未満	2未満	2未満
硫酸化物	ppm	約61	10	1未満	1未満	1未満	1未満
窒素酸化物	ppm	250	50	28	27	28	36
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.1	-	0.000011	0.0044	0.000012	0.000012

新分別Q&A

Q1 資源になるプラスチックは、どうやって区別するの？

A1 容器包装プラスチックには、原則として ♻️ プラマークが付いています。菓子袋などで内側が銀色でも、プラマークがあれば資源です。商品によっては、複数の容器包装を一括して表示する場合があります。また、容器包装の形状によっては、マークが表示できない場合もあります。

Q2 中身が残っていても「資源(容器包装プラスチック)」に出せるの？

A2 中身が残っていたり、汚れている場合は、資源になりません。まず、中身を使い切ってください。汚れは水で軽く洗うかふき取るなどしてから出してください。汚れが落ちなかったり、中身が残っている場合は、残念ですが可燃ごみに出してください。

Q3 ペットボトルは一緒に出せないの？

A3 ペットボトルは、単一素材でできているので、ペットボトルだけで回収し、質の高いリサイクルを行います。容器包装プラスチックと一緒に出すと、異物として取り除かなければなりません。なお、キャップとラベルは容器包装プラスチックとして出してください。

Q4 容器包装プラスチックだけでなく、すべてのプラスチックをリサイクルすれば？

A4 容器包装リサイクル法では、容器と包装を対象に再商品化(費用負担)を製造・利用事業者に義務付けています。それ以外のプラスチックをリサイクルする場合は、その経費を自治体が負担することになるため、新宿区では容器包装のみを資源回収します。

問合せ

新宿区資源清掃対策室リサイクル清掃課 ☎(5273)3318 📠(5273)4070 インターネット 新宿区ごみとリサイクル 検索
新宿清掃事務所 ☎(3950)2923 新宿東清掃センター ☎(3353)9471 歌舞伎町清掃センター ☎(3200)5339